

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月20日

宇治市長 松村 淳子
（担当課：契約課）

記

品名	浄化センター用高分子凝集剤（1kgあたり）		
納品場所	東宇治浄化センター		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
物品概要及び条件	汚泥脱水および汚泥濃縮用高分子凝集剤		
予定価格	¥770.00 / kg (税込)	最低制限価格	無
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②毒物劇物一般販売業登録			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年3月11日(水) 午前 11時 00分 まで 提出場所 宇治市役所 3階 契約課 見積箱 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月11日(水) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 参加表明書、見積書及び毒物劇物一般販売業登録票の写しは同一の封筒に封入し、その封筒には、案件名、商号又は名称を記載してください。 見積書は、契約課カウンターにある見積箱に投函してください。 封筒のサイズは見積箱の投函口（130mm）に入るものとしてください（長形3号封筒など）。 別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

◆本件は単価契約です。予定価格は1kgあたりの金額です。見積書には、1kgあたりの金額を記入してください。

◆本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年2月20日（金）午前9時から

令和8年2月26日（木）午後5時まで

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

浄化センター用高分子凝集剤（1 k gあたり）仕様書

（適用）

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターが発注する高分子凝集剤（1 k gあたり）（以下、「凝集剤」）の契約において適用する。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は下記のとおりとする。

契約日 から 令和9年3月31日 まで

（納入場所）

第3条 納入場所は、下記のとおりとする。

場 所 宇治市木幡北島10番地
名 称 東宇治浄化センター

（納入数量）

第4条 納入予定数量は、期間内で11,000 k g程度とする。

1回あたりの納入数量は500 k g（10 k g詰め袋50袋）、1か月に1～2回程度を予定している。ただし、発注者の都合により納入量に増減があっても受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

（納入方法）

第5条 納入については、発注者が指示する日時に指定数量を納入するものとする。また、受取担当者の指示する場所に荷下ろしし、受取担当者立会いの上、数量の確認を受けること。

（関係法令の遵守）

第6条 受注者は、納品するにあたり関連する諸法規、その他法令を遵守するとともに、諸法令の運用適用は受注者の負担と責任においておこなうものとする。

（公害の防止）

第7条 納入に際しては、凝集剤の周囲への飛散・落下の防止に努めることとする。道路や施設を汚染したときは、受注者の責任で速やかに清掃作業を行うこととする。

（施設の保全）

第8条 受注者は、既設構造物を汚染し又は、これらに損害を与えた場合は、受注者の責任と負担において復旧するものとする。

（凝集剤の性能）

第9条 納入する凝集剤は、次の脱水性能を満たすものとし、ベルト型ろ過濃縮機にも使用できるものとする。ただし、性能においては脱水性能を優先する。

東宇治浄化センターに設置された脱水機を用いて、消化汚泥に、凝集剤を浮遊物質（固形物）あたり、1.7%以下の添加率で脱水した場合、脱水汚泥含水率が年平均84%以下であり、かつ浮遊物質の回収率が95%以上の脱水効果を得られること。なお、脱水機性能および汚泥性状については、表2および表3を参照のこと。

（凝集剤の物性）

第10条 凝集剤の物性は、表1の物性を基本とするが、第9条の脱水性能を満たすことを最優先する。凝集剤の品質について、発注者が測定する必要があると認めた場合は、受注者の負担で分析機関により物性試験を行うものとする。

（凝集剤の選定等）

第11条 凝集剤の選定は、本仕様書によるが、契約後速やかに、ピーカ試験および実機試験等を行い、仕様の範囲内で受注者の責任において脱水効果のより優れた凝集剤を選定する。

2. 受注者は、凝集剤が第9条に示す脱水効果を満たさない場合、担当職員と速やかに協議を行い、汚泥性状分析や凝集剤の物性試験及びジャーテスト等を実施し対処する。なお、前条と同様に試験等にかかる費用は受注者の負担とし、試験結果報告書等を発注者に提出すること。
3. 汚泥性状が変動し第9条に示す脱水効果が達成できなくなった場合においても、前項と同様に試験等を行い、第9条を満たす凝集剤を選定すること。なお、前項と同様に費用は受注者の負担とし、報告書等を発注者に提出すること。
4. 選定した凝集剤の安全データシート（SDS）を提出すること。

（包装）

第12条 納入する凝集剤の包装は、工場にてビニール等に入れ完全防湿とし、1袋10kg程度、外装には薬品名・メーカー名・重量・製造年月日及びロット番号等を記載すること。なお、使用済み凝集剤の包装は、受注者が適正に処分すること。

（支払方法等）

第13条 本契約に関する支払方法は、月ごとに請求するものとし、当該月の納入合計数量について請求を行うものとする。

（その他）

第14条 受注者は、関係法令及び本仕様書に基づき納入義務を完全に履行すること。

2. 本仕様書に定めていない事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。
3. 本契約の履行の際、建設物及び機械等を損傷したときは、発注者の指示に従い受注者の責任で速やかに復旧又は賠償すること。
4. 本契約履行上、発生した事故等の責任及び費用の一切の負担は、受注者が行うものとする。

5. 納入の際は、関係法令等を遵守し、安全に十分注意すること。
6. 表3の汚泥性状は契約期間中これを保証するものではない。

表1 凝集剤の物性

物性項目	内容
外観	白色粉末
組成	ポリアクリル酸エステル系
イオン性	中～高カチオン性
P H	2.8±0.5(0.3%溶液、25℃)
分子量	約500万～700万
粘度	520～1040mPa.S(0.3%溶液、25℃)
比重	0.50～0.80(嵩比重)
溶解性	60分以内(2g/リットル)

表2 脱水機仕様

形式	圧入式外筒回転型スクリュウプレス脱水機	横軸連続遠心脱水機
メーカー名	(株)石垣	(株)巴工業
型番	ISGKIV-1006	PMX-550
添加率	1液調質 高分子凝集剤1.7%以下	1液調質 高分子凝集剤1.7%以下
処理能力	353kg-DS/h	20m ³ /h
ケーキ含水率	83%WB以下	84%WB以下
SS回収率	98%以上	95%以上

表3 汚泥性状

汚泥種類	嫌気性消化汚泥
T S	2.1%
V T S / T S	75.6%
繊維状物 / S S	2.9% (200メッシュ)

*上記の数値は、令和7年4月から令和7年12月までの平均値